



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県公報発行規則の一部を改正する規則（総務私学課） 1
- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（行政改革推進課） 14
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 14
- 沖縄県公有財産規則及び沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則（管財課） 16

告 示

- かいの指定の解除（財政課） 17

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 17
- 沖縄県県勢案内等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 20
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 21
- 公益認定等財務審査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 30
- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） 30
- 沖縄県職員倫理規程の一部を改正する訓令（人事課） 30
- 沖縄県給与制度運用支援等嘱託員設置規程を廃止する訓令（人事課） 31
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程（行政改革推進課） 31
- 沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） 32
- 沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） 32
- 沖縄県中城湾港建設事務所設置規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） 33
- 沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） 33
- 沖縄県東町会館嘱託員設置規程を廃止する訓令（管財課） 33
- 公有財産管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 33
- 沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 34

規 則

沖縄県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第28号

沖縄県公報発行規則の一部を改正する規則

沖縄県公報発行規則（昭和47年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条を削る。

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第29号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	沖縄県軍用地転用対策審議会委員		日額 9,300	旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額
	沖縄県石油コンビナート等防災本部	本 部 員	日額 9,300	
		専 門 員	日額 9,300	
		幹 事	日額 9,300	
	沖縄県防災会議	委 員	日額 9,300	
		専 門 委 員	日額 9,300	
		幹 事	日額 9,300	

沖縄県防災会議	委 員	日額 9,300	旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額
	専 門 委 員	日額 9,300	
	幹 事	日額 9,300	
沖縄県石油コンビナート等防災本部	本 部 員	日額 9,300	に、
	専 門 員	日額 9,300	
	幹 事	日額 9,300	

沖縄県振興審議会	委 員	日額 9,300	を
	専 門 委 員	日額 9,300	

沖縄県振興審議会	委 員	日額 9,300	に、
	専 門 委 員	日額 9,300	
沖縄県軍用地転用対策審議会委員		日額 9,300	

沖縄県交通安全対策会議委員	日額 9,300
沖縄県消費生活審議会委員	日額 9,300
沖縄県平和祈念資料館運営協議会委員	日額 9,300
沖縄県男女共同参画審議会委員	日額 9,300
沖縄県環境審議会委員	日額 9,300
沖縄県公害審査会委員	日額 9,300
沖縄県環境影響評価審査会委員	日額 9,300
沖縄県自然環境保全審議会委員	日額 9,300

を

沖縄県環境審議会委員	日額 9,300
沖縄県公害審査会委員	日額 9,300
沖縄県環境影響評価審査会委員	日額 9,300
沖縄県自然環境保全審議会委員	日額 9,300
沖縄県交通安全対策会議委員	日額 9,300
沖縄県消費生活審議会委員	日額 9,300
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会委員	日額 9,300
沖縄県生活衛生適正化審議会委員	日額 9,300
沖縄県平和祈念資料館運営協議会委員	日額 9,300
沖縄県男女共同参画審議会委員	日額 9,300
沖縄県保健所運営協議会委員	日額 9,300
沖縄県感染症診査協議会委員	日額 9,300

に、

沖縄県社会福祉審議会委員	日額 9,300
--------------	----------

を

沖縄県社会福祉審議会委員	日額 9,300
--------------	----------

に、

沖縄県医療扶助審議会委員	日額	9,300	を	
沖縄県青少年保護育成審議会委員	日額	9,300		
沖縄県青少年問題協議会	委 員	日額		9,300
	専 門 員	日額		9,300
沖縄県青少年保護育成審議会委員	日額	9,300		に、
沖縄県精神医療審査会委員	日額	9,300		を
沖縄県障害者介護給付費等不服審査会委員	日額	9,300		
沖縄県医療扶助審議会委員	日額	9,300		
沖縄県国民健康保険審査会委員	日額	9,300		
沖縄県後期高齢者医療審査会委員	日額	9,300		
沖縄県准看護師試験委員	日額	9,300		
沖縄県医療審議会	委 員	日額	9,300	
	専 門 委 員	日額	9,300	
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会委員	日額	9,300		
沖縄県生活衛生適正化審議会委員	日額	9,300		
沖縄県障害者介護給付費等不服審査会委員	日額	9,300	に、	
沖縄県精神医療審査会委員	日額	9,300		
沖縄県医療審議会	委 員	日額		9,300
	専 門 委 員	日額		9,300
沖縄県准看護師試験委員	日額	9,300		
沖縄県国民健康保険審査会委員	日額	9,300		

沖縄県後期高齢者医療審査会委員	日額	9,300	を に、 を に、 を に、 を
沖縄県薬事審議会委員	日額	9,300	
沖縄県保健所運営協議会委員	日額	9,300	
沖縄県感染症診査協議会委員	日額	9,300	
沖縄県薬事審議会委員	日額	9,300	
沖縄県観光審議会委員	日額	9,300	
沖縄県職業能力開発審議会委員	日額	9,300	
沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会	委員	日額 9,300	
	幹事	日額 9,300	
沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会	委員	日額 9,300	
	幹事	日額 9,300	
沖縄県職業能力開発審議会委員	日額	9,300	
沖縄県観光審議会委員	日額	9,300	
博物館・美術館協議会委員	日額	9,300	
沖縄県スポーツ振興審議会委員	日額	9,300	
沖縄県景観形成審議会委員	日額	9,300	
沖縄県都市計画審議会委員	日額	9,300	
沖縄県屋外広告物審議会委員	日額	9,300	
沖縄県建築審査会委員	日額	9,300	
沖縄県建築士審査会委員	日額	9,300	
沖縄県開発審査会委員	日額	9,300	

沖縄県屋外広告物審議会委員	日額 9,300
沖縄県景観形成審議会委員	日額 9,300
沖縄県都市計画審議会委員	日額 9,300
沖縄県開発審査会委員	日額 9,300
沖縄県建築審査会委員	日額 9,300
沖縄県建築士審査会委員	日額 9,300

に、

沖縄県心身障害児適正 就学指導委員会	委 員	日額 9,300
	調 査 員	日額 9,300
沖縄県スポーツ振興審議会委員	日額 9,300	

を

沖縄県心身障害児適正 就学指導委員会	委 員	日額 9,300
	調 査 員	日額 9,300

に、

新沖縄県史編集委員会	委 員	日額 9,300
	専門部会委員	日額 9,300
博物館・美術館協議会委員	日額 9,300	

を

新沖縄県史編集委員会	委 員	日額 9,300
	専門部会委員	日額 9,300

に改める。

別表第2中	行政資料専門員	日額 8,700
	北部職員住宅等管理嘱託員	日額 10,400

を

行政資料専門員	日額 8,700
---------	----------

に、

沖縄県県勢案内等嘱託員	日額 10,600
-------------	-----------

を

沖縄県給与制度運用支援等嘱託員	日額	9,300	に、 を に、 を に、 を に、
沖縄県県勢案内等嘱託員	日額	10,600	
税務事務嘱託員	日額	9,700	
税務事務嘱託員	日額	9,700	
北部職員住宅等管理嘱託員	日額	10,400	
所有者不明土地管理嘱託員	日額	8,700	
那覇東町会館嘱託員	日額	10,400	
所有者不明土地管理嘱託員	日額	8,700	
沖縄県本庁舎管理嘱託員	日額	10,400	
沖縄県地価調査専門委員	日額	9,300	
沖縄県本庁舎管理嘱託員	日額	10,400	
沖縄県立芸術大学	参 与	月額 250,000	
	専 門 員	月額 200,000	
	客員教授	講義1時間につき 6,600	
	非常勤講師	講義1時間につき6,600円以内で知事が別に定める額	
	教育補助嘱託員	日額 11,500	
	保健業務嘱託員	日額 9,600	

	技術嘱託員	日額 9,100	
	事務嘱託員	日額 8,700	
	図書業務嘱託員	日額 8,700	
	国際交流コーナーディネーター	日額 12,800	
沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員		日額 9,700	
八重山平和祈念館嘱託員		日額 8,100	
県民相談コーナー嘱託員	専門県民相談員	日額 10,400	
	一般県民相談員	日額 8,400	
交通事故相談員		日額 9,100	
貸金業苦情相談員		日額 10,800	
貸金業等調査員		日額 11,200	
消費生活推進員	専門推進員	日額 9,800	
	一般推進員	日額 5,700	
消費生活専門相談員		1件当たりにつき10,000円以内で知事が別に定める額	
民間非営利活動支援相談員		日額 8,400	
沖縄県放射能調査員		日額 10,700	
赤土等監視員		日額 8,300	
沖縄県廃棄物監視指導員		日額 7,700	
沖縄県不法投棄監視員		日額 7,700	
鳥獣保護員		日額 3,800	

を

沖縄県放射能調査員	日額 10,700
沖縄県廃棄物監視指導員	日額 7,700
沖縄県不法投棄監視員	日額 7,700
鳥獣保護員	日額 3,800
県民相談業務等嘱託員	県民相談員 日額 10,400
	総合案内員 日額 8,400
交通事故相談員	日額 9,100
消費生活専門相談員	1件当たりにつき10,000円以内で知事が別に定める額
民間非営利活動支援相談員	日額 8,400
新しい公共支援事業嘱託員	日額 8,400
嘱託獣医師	日額 15,300
沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員	日額 9,700
八重山平和祈念館嘱託員	日額 8,100

沖縄県面接相談員	日額 9,100
----------	----------

沖縄県面接相談員	日額 9,100
沖縄県生活保護認定等事務適正化調査員	日額 9,100

認可外保育施設専門指導員	日額 12,300
子育て支援モデル施設指導員	日額 12,300

認可外保育施設専門指導員	日額 12,300
--------------	-----------

に、

を

に、

を

に、「婦人相談員」

を「女性相談員」に、

沖縄県中央児童相談所生活指導専門員	勤務 1 回につき 15,900
-------------------	---------------------

を

沖縄県中央児童相談所生活指導専門員	勤務 1 回につき 15,900
学習指導嘱託員	日額 9,200

に、

精神医療診療報酬明細書審査員	日額 8,300
国民健康保険指導監査専門医	日額 23,800
国民健康保険医療給付専門指導員	日額 12,300

を

精神医療診療報酬明細書審査員	日額 8,300
----------------	----------

に、

	情報技術嘱託員	日額 9,100
	通訳・翻訳嘱託員	日額 12,800
	教育支援嘱託員	日額 8,700

を

	教務支援嘱託員	日額 8,700
--	---------	----------

に、

医療安全相談員	日額 9,800
後期高齢者医療給付専門指導員	日額 12,300

を

医療安全相談員	日額 9,800
---------	----------

に、

沖縄県立浦添看護学校	図書業務嘱託員	日額 8,700
嘱託獣医師		日額 15,300

を

沖縄県立浦添看護学校	図書業務嘱託員	日額 8,700
国民健康保険指導監査専門医		日額 23,800
国民健康保険医療給付専門指導員		日額 12,300
後期高齢者医療給付専門指導員		日額 12,300

に、

家畜衛生業務嘱託獣医師	日額 13,200
-------------	-----------

を

米穀等流通事務嘱託員	日額 9,800
------------	----------

に、

試験研究等業務嘱託員	日額 6,700
------------	----------

を

試験研究等業務嘱託員	日額 6,700
家畜衛生業務嘱託獣医師	日額 13,200

に、

沖縄県企業誘致推進役	月額 300,000
------------	------------

を

沖縄県企業誘致推進役	月額 300,000
沖縄県県外求人開拓推進員	日額 11,400
沖縄県雇用推進員	日額 8,600

に、

沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員	日額 7,500
沖縄県労働史編さん嘱託員	日額 7,900
職業能力開発校非常勤講師	講義1時間につき 2,770

を

沖縄県中小企業労働相談所委嘱相談員	日額 7,500
職業能力開発校非常勤講師	日額 12,500

に、

訓練補助員	日額 5,300
沖縄県県外求人開拓推進員	日額 11,400
沖縄県雇用推進員	日額 8,600

を

訓練補助員	日額 5,300
-------	----------

に、

旅券発給業務嘱託員	日額 8,400
-----------	----------

を

旅券発給業務嘱託員		日額 8,400
沖縄県立芸術大学	参 与	月額 250,000
	専 門 員	月額 200,000
	客員教授	講義1時間につき 6,600
	非常勤講師	講義1時間につき6,600円以内で知事が別に定める額
	教育補助嘱託員	日額 11,500
	保健業務嘱託員	日額 9,600
	技術嘱託員	日額 9,100
	事務嘱託員	日額 8,700
	図書業務嘱託員	日額 8,700
国際交流コーナーディネーター	日額 12,800	
沖縄県立博物館・美術館館長		月額 500,000
博物館・美術館学芸業務嘱託員		日額 9,300

に、

博物館・美術館教育普及業務嘱託員	日額 9,300	」
美術品調査嘱託員	日額 9,300	
美術品保存修復嘱託員	日額 9,300	
沖縄県広域スポーツセンター専任指導者	日額 9,300	
産業医	月額 5,500	を
産業医	日額 20,900	に、
特別支援学校嘱託看護師	日額 9,000円 以内で知事が 別に定める額	を
訪問指導員	日額 6,200	
特別支援学校嘱託看護師	日額 9,000円 以内で知事が 別に定める額	に、
子どもと親の相談員	日額 6,200	を
生徒指導推進協力員	日額 3,100	
子どもと親の相談員	日額 6,200	に、
埋蔵文化財資料整理嘱託員	日額 8,100	を
沖縄県立博物館・美術館館長	月額 500,000	
博物館・美術館学芸業務嘱託員	日額 9,300	
博物館・美術館教育普及業務嘱託員	日額 9,300	
美術品調査嘱託員	日額 9,300	
美術品保存修復嘱託員	日額 9,300	

埋蔵文化財資料整理嘱託員	日額 8,100
包括的保存管理計画策定検討委員	日額 9,300
史料編集業務嘱託員	日額 9,300

沖縄県議会史編さん嘱託員	日額 9,100
--------------	----------

沖縄県議会史編さん嘱託員	日額 8,900
--------------	----------

に、
を
に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第30号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理する。

- 第1順位 副知事 上原良幸
- 第2順位 副知事 与世田兼稔

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第31号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

第24条第2項中「基づき」を「より」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 部局長の長は、第1項ただし書の規定により歳出予算を流用したときは、直ちに予算流用計算書の写しをもって総務部長及び会計管理者に通知しなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者による収納）

第39条の2 部局長の長は、法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者の指定をしようとするときは、総務部長及び会計管理者に合議しなければならない。

- 2 知事は、指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を県公報で公告するものとする。公告した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

- (1) 指定代理納付者の名称及び住所
- (2) 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容

(3) 指定代理納付者による代理納付の対象となる令第157条の2第2項で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号の種類

第46条第3項中「その特別な理由」を「その他特別な理由」に改める。

第96条第1項中「支出した」を「支出命令者は、既に支出した」に、「所属会計年度」を「会計年度、会計」に改め、「支出更正調査書により」を削り、同条第2項中「支出命令者は、会計年度又は科目」を「前項」に改め、「しようとするときは」の次に「、支出更正調査書に所定の事項を記載し」を加え、「会計年度又は科目の」を削り、同条第3項中「前項の命令を受けた出納機関は、その命令を審査して正当と認めるときは、指定金融機関等に対して会計年度又は会計間の」を「会計管理者は、出納機関が審査した前項の命令のうち、会計年度又は会計間に係るものについては、指定金融機関に対して」に改め、同条第4項中「会計年度」の次に「、会計」を加える。

第100条第1項中「入札金額」を「見積る契約金額」に改める。

第100条第2項中「免除することが」を「納めさせないことが」に改め、同項第2号中「競争入札」の次に「（建設工事に係る競争入札にあつては設計金額4億円未満のものに限る。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 競争入札（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に参加しようとする者が、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払い保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約保証の予約をしたとき。

第100条第2項に次の1号を加える。

(4) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札（建設工事に係る競争入札で設計金額1億5千万円未満の場合に限る。）に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第102条第1項に次の1号を加える。

(6) 契約担当者が確実と認める金融機関の保証

第102条第2項中「次の各号に掲げるものとする」を「公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証とする」に改め、同項各号を削る。

第109条第1項中「3.3パーセント」を「3.1パーセント」に改める。

第171条第1項中「貸付」を「貸付け」に、「第7条」を「第8条」に改める。

第173条第1項中「貸付」を「貸付け」に、「第6条」を「第7条」に改める。

別表第2中	名護県税事務所	納税班の班長 課税班の班長	を
「	名護県税事務所	課税班の班長 納税班の班長	に、
「	福祉保健所（宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所を除く。）	総務福祉班の班長	を
「	福祉保健所（宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所を除く。）	総務企画班の班長	に、
「	中央家畜保健衛生所 北部家畜保健衛生所	防疫企画班の班長 主幹	を

「 中央家畜保健衛生所	防疫企画班の班長	」 に、
「 警察署 警察学校	会計課長（会計係長を置くところに あつては、会計係長） 庶務係長	」 を
「 警察署 警察学校	会計課長 校長補佐	」 に、
「 青少年の家	事務長（主幹を置く青少年の家にあ つては、主幹）	」 を
「 青少年の家	事務長	」 に、
「 動物愛護管理センター 実習船運営事務所	主幹 主幹	」 を
「 動物愛護管理センター	主幹	」 に、
「 水産業改良普及センター	主任技師	」 を
「 水産業改良普及センター	主幹	」 に、
「 北部農林水産振興センター	副参事 農業改良普及課普及企画班の班長 農業水産整備課土地改良班の班長 森林整備保全課森林整備班の班長	」 を
「 北部農林水産振興センター	副参事 農業改良普及課普及企画班の班長 農業水産整備課土地改良班の班長 森林整備保全課森林整備班の班長 家畜保健衛生課の主幹	」 に改める。

別表第4 出納事務局の出納員の項中「文化環境部」を「環境生活部」に、「観光商工部」を「商工労働部、文化観光スポーツ部」に、「主管総務課」を「主管課」に、「医務・国保課」を「医務課」に改め、同表平和祈念資料館の出納員の項「八重山平和祈念館の観覧料」を「平和祈念資料館及び八重山平和祈念館に属する収入」に改める。

別表第8 給与その他の給付及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当（ただし、次項の経費を除く。）の項中「文化環境部文化振興課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「観光商工部産業政策課長」を「商工労働部産業政策課長、文化観光スポーツ部観光政策課長」に改める。

様式第53号（その1）中「3.3パーセント」を「3.1パーセント」に改める。

様式第53号（その2）中「3.6パーセント」を「3.1パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県公有財産規則及び沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第32号

沖縄県公有財産規則及び沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県公有財産規則の一部改正)

第1条 沖縄県公有財産規則(平成元年沖縄県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、実習船運営事務所」を削る。

(沖縄県職務発明等に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県職務発明等に関する規則(平成9年沖縄県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「、実習船運営事務所」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第219号

沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 北部家畜保健衛生所
- 実習船運営事務所
- 沖縄県立石川青少年の家
- 沖縄県立玉城青少年の家

訓 令

沖縄県訓令第49号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程(昭和49年沖縄県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 人 事 課 総人 」 を

「 人 事 課 総人 行政改革推進課 総行 」 に、

「 管 財 課 総管 行政改革推進課 総行 」 を

「 管 財 課 総管 」 に、

文化環境部	文化振興課	文文
	平和・男女共同参画課	文平
	県民生活課	文生
	環境政策課	文政
	環境保全課	文保
	環境整備課	文整
	自然保護課	文自

を

環境生活部	環境政策課	環政
	環境保全課	環保
	環境整備課	環整
	自然保護課	環自
	県民生活課	環生
	生活衛生課	環衛
	平和・男女共同参画課	環平

に、

	国保・健康増進課	福健
	薬務衛生課	福薬

を

	健康増進課	福健
	国民健康保険課	福国
	薬務疾病対策課	福薬

に、

観光商工部	産業政策課	観産
	新産業振興課	観新
	商工振興課	観商
	企業立地推進課	観企
	情報産業振興課	観情
	経営金融課	観経
	雇用労政課	観雇
	観光企画課	観観
	観光振興課	観振
	交流推進課	観交

を

商工労働部	産 業 政 策 課	商産
	新 産 業 振 興 課	商新
	商 工 振 興 課	商商
	企 業 立 地 推 進 課	商企
	情 報 産 業 振 興 課	商情
	経 営 金 融 課	商経
	雇 用 政 策 課	商雇
	労 政 能 力 開 発 課	商労
文化観光スポーツ部	観 光 政 策 課	文観
	観 光 振 興 課	文振
	交 流 推 進 課	文交
	文 化 振 興 課	文文
	ス ポ ー ツ 振 興 課	文ス

に改める。

別表第2中

工 業 技 術 セ ン タ ー	工技
-----------------	----

を

工 業 技 術 セ ン タ ー	工技
衛 生 環 境 研 究 所	衛環
動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー	動愛

に改め、同表県民生活センターの

項中

文県

を

環県

に改め、同表県民生活センター宮古分室の項及び県民生活センター八

重山分室の項を削り、同表中

芸 術 大 学	文芸
---------	----

を

中 央 食 肉 衛 生 検 査 所	中食
北 部 食 肉 衛 生 検 査 所	北食

に、

中 央 児 童 相 談 所 八 重 山 分 室	中八
コ ザ 児 童 相 談 所	コ児
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	身相
知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	知更

を

コ ザ 児 童 相 談 所	コ児
中 央 児 童 相 談 所 八 重 山 分 室	中八
知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	知更

に改め、同表中央食肉衛生検査所

身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	身相
---------------------	----

の項、北部食肉衛生検査所の項、衛生環境研究所の項及び動物愛護管理センターの項を削り、同表大阪事務所の項中「

観大

」を「

商大

」に改め、

浦 添 職 業 能 力 開 発 校	浦能	を
-------------------	----	---

浦 添 職 業 能 力 開 発 校	浦能	に、
芸 術 大 学	文芸	
博 物 館 ・ 美 術 館	博美	

八 重 山 土 木 事 務 所	八土	を
-----------------	----	---

八 重 山 土 木 事 務 所	八土	に、
下 地 島 空 港 管 理 事 務 所	下空	

中 城 港 湾 建 設 事 務 所	を
-------------------	---

「

中 城 湾 港 建 設 事 務 所

」に改め、同表下地島空港管理事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第41号

総 務 部

沖縄県県勢案内等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県県勢案内等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県県勢案内等嘱託員設置規程（平成18年沖縄県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 沖縄県東京事務所（以下「東京事務所」という。）における県勢の案内及び企業誘致に関する相談事務等と円滑に推進するため、東京事務所に沖縄県県勢案内等嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

第3条中「沖縄県東京事務所長」を「東京事務所の所長」に改める。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第1項中「沖縄県東京事務所内」を「東京事務所内」に改め、同条第2項中「16日」を「、16日」に、「所長」を「、所長」に改め、同条第3項中「適用を受ける職員」の次に「の勤務時間」を加える。

第7条第3項中「他に」を削り、「その職務」を「その職」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「解職」を「解嘱」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「の施行に関し」を「に定めるもののほか、嘱託員に関し」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年3月31日から施行する。

沖縄県訓令第42号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「予算の公表」を「予算（補正予算）の公表」に、

「第5章 文化環境部

第1節 文化振興課

第2節 平和・男女共同参画課

第3節 県民生活課

定型文生1 特定非営利活動法人の設立の認証申請

定型文生2 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

定型文生3 特定計量器の定期検査

定型文生4 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し

定型文生5 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令

定型文生6 貸金業者の登録の取消し

定型文生7 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告

定型文生8 所在不明貸金業者等の登録の取消し

第4節 環境政策課

を 「第5章 環境生活部
第1節 環境政策課」

に、「定型文政1」を「定型環政1」に、「定型文政2」を「定型環政2」に、「定型文政3」を「定型環政3」に、「定型文政4」を「定型環政4」に、「定型文政5」を「定型環政5」に、「第5節 環境保全課」を「第2節 環境保全課」に、「定型文保1」を「定型環保1」に、「定型文保2」を「定型環保2」に、「定型文保3」を「定型環保3」に、「定型文保4」を「定型環保4」に、「第6節 環境整備課」を「第3節 環境整備課」に、「第7節 自然保護課」を「第4節 自然保護課」に、「定型文自1」を「定型環自1」に、「定型文自2」を「定型環自2」に、「定型文自3」を「定型環自3」に、「定型文自4」を「定型環自4」に、「定型文自5」を「定型環自5」に、「定型文自6」を「定型環自6」に、「定型文自7」を「定型環自7」に、「定型文自8」を「定型環自8」に、「定型文自9」を「定型環自9」に、「定型文自10」を「定型環自10」に、「定型文自11」を「定型環自11」に、「定型文自12」を「定型環自12」に、「定型文自13」を「定型環自13」に、「定型文自14」を「定型環自14」に、「定型文自15」を「定型環自15」に、「定型文自16」を「定型環自16」に、「定型文自17」を「定型環自17」に、「定型文自18」を「定型環自18」に、「定型文自19」を「定型環自19」に、「定型文自20」を「定型環自20」に、「定型文自21」を「定型環自21」に、「定型文自22」を「定型環自22」に、「定型文自23」を「定型環自23」に、「定型文自24」を「定型環自24」に、「定型文自25」を「定型環自25」に、「定型文自26」を「定型環自26」に、「定型文自27」を「定型環自27」に、「定型文自28」を「定型環自28」に、「定型文自29」を「定型環自29」に、「定型文自30」を「定型環自30」に、「定型文自31」を「定型環自31」に、「定型文自32」を「定型環自32」に、「定型文自33」を「定型環自33」に、「定型文自34」を「定型環自34」に、「定型文自35」を「定型環自35」に、「定型文自36」を「定型環自36」に、「定型文自37」を「定型環自37」に、「定型文自38」を「定型環自38」に、「定型文自39」を「定型環自39」に、「定型文自40」を「定型環自40」に、「定型文自41」を「定型環自41」に、「定型文自42」を「定型環自42」に、「定型文自43」を「定型環自43」に、「定型文自44」を「定型環自44」に、「定型文自45」を「定型環自45」に、

「 第5節 県民生活課

定型環生1 特定非営利活動法人の設立の認証申請

定型環生2 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

「第6章 福祉保健部」を
 定型環生3 特定計量器の定期検査
 定型環生4 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し
 定型環生5 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令
 定型環生6 貸金業者の登録の取消し
 定型環生7 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告
 定型環生8 所在不明貸金業者等の登録の取消し

第6節 生活衛生課

定型環衛1 公衆浴場入浴料金の指定

第7節 平和・男女共同参画課

第6章 福祉保健部

「第7節 国保・健康増進課

第8節 薬務衛生課

定型福薬1 公衆浴場入浴料金の指定

定型福薬2 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

定型福薬3 毒物劇物取扱者試験の実施

定型福薬4 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施」

「第7節 健康増進課

第8節 国民健康保

第9節 薬務疾病対

定型福薬1 毒物

定型福薬2 毒物

定型福薬3 麻薬

除課

策課

及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

劇物取扱者試験の実施

及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施」

労働部」に、「定型観産1」を「定型商産1」に、「定型観産2」を「定型商産2」に、「定型観商1」を「定型商商1」に、「定型観商2」を「定型商商2」に、「定型観商3」を「定型商商3」に、「定型観商4」を「定型商商4」に、「定型観商5」を「定型商商5」に、「定型観商6」を「定型商商6」に、「定型観商7」を「定型商商7」に、「定型観商8」を「定型商商8」に、「定型観商9」を「定型商商9」に、「定型観商10」を「定型商商10」に、

「第7節 雇用労政課

定型観雇1 争議行為を行う旨の通知

定型観雇2 技能検定の実施

第8節 観光企画課

第9節 観光振興課

第10節 交流推進課

「第7節 雇用政策課

第8節 労政能力開発課

定型商労1 争議行為を行う旨の通知

定型商労2 技能検定の実施

「第9章 文化観光スポーツ部

第1節 観光政策課

第2節 観光振興課

土木建築部」を

第3節 交流推進課

第4節 文化振興課

第5節 スポーツ振興課

第10章 土木建築部

改める。

第5章の章名中「文化環境部」を「環境生活部」に改める。

第5章第1節から第3節までを削る。

定型文政1を定型環政1とし、定型文政2を定型環政2とし、定型文政3を定型環政3とし、定型文政4を定型環政4とし、第5章第4節中定型文政5を定型環政5とし、同節を同章第1節とする。

定型文保1を定型環保1とし、定型文保2を定型環保2とし、定型文保3を定型環保3とし、第5章第5節中定型文保4を定型環保4とし、同節を同章第2節とする。

第5章第6節を同章第3節とする。

定型文自1中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自1とする。

定型文自2を定型環自2とし、定型文自3を定型環自3とする。

定型文自4中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自4とする。

定型文自5中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自5とする。

定型文自6中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自6とする。

定型文自7中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自7とする。

定型文自8中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自8とする。

定型文自9中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自9とする。

定型文自10中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自10とする。

定型文自11を定型環自11とし、定型文自12を定型環自12とし、定型文自13を定型環自13とし、定型文自14を定型環自14とし、定型文自15を定型環自15とし、定型文自16を定型環自16とし、定型文自17を定型環自17とし、定型文自18を定型環自18とし、定型文自19を定型環自19とし、定型文自20を定型環自20とし、定型文自21を定型環自21とし、定型文自22を定型環自22とし、定型文自23を定型環自23とし、定型文自24を定型環自24とし、定型文自25を定型環自25とする。

定型文自26中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自26とする。

定型文自27中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自27とする。

定型文自28を定型環自28とし、定型文自29を定型環自29とする。

定型文自30中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自30とする。

定型文自31を定型環自31とする。

定型文自32中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自32とする。

定型文自33中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自33とする。

定型文自34中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自34とする。

定型文自35を定型環自35とする。

定型文自36中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自36とする。

定型文自37中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自37とする。

定型文自38を定型環自38とする。

定型文自39中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自39とする。

定型文自40中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自40とする。

定型文自41を定型環自41とする。

定型文自42中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自42とする。

環自42とする。

定型文自43中「沖縄県文化環境部自然保護課」を「沖縄県環境生活部自然保護課」に改め、同定型を定型環自43とする。

定型文自44を定型環自44とし、第5章第7節中定型文自45を定型環自45とし、同節を同章第4節とし、同節の次に次の3節を加える。

第5節 県民生活課

定型環生1 特定非営利活動法人の設立の認証申請

行為の根拠 特定非営利活動促進法第10条第1項

公告の根拠 特定非営利活動促進法第10条第2項

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成__年__月__日まで縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 申請のあった年月日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

定型環生2 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

行為の根拠 特定非営利活動促進法第25条第4項

公告の根拠 特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第2項

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成__年__月__日まで縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 申請のあった年月日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

定型環生3 特定計量器の定期検査

行為の根拠 計量法第19条第1項

告示の根拠 計量法第21条第2項

沖縄県告示第 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類

検査地区	検査期日	検査場所

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類

検査地区	検査期日	検査場所
		特定計量器の取り付けである土地又は建物その他工作物の所在の場所

定型環生 4 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し

行為の根拠 貸金業法第24条の6の4第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地
- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
- 5 登録年月日 平成__年__月__日
- 6 登録の取消しの年月日 平成__年__月__日

定型環生 5 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令

行為の根拠 貸金業法第24条の6の4第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、貸金業者の業務の停止を次のとおり命じた。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地
- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
- 5 登録年月日 平成__年__月__日
- 6 行政処分の年月日 平成__年__月__日
- 7 行政処分の内容
 - (1) 内容
 - (2) 期間 __日間（平成__年__月__日から平成__年__月__日まで）

定型環生 6 貸金業者の登録の取消し

行為の根拠 貸金業法第24条の6の5第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地
- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
- 5 登録年月日 平成__年__月__日
- 6 登録の取消しの年月日 平成__年__月__日

定型環生 7 貸金業者の所在等を確認することができない旨の公告

行為の根拠 貸金業法第24条の6の6第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の6第1項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の営業所及び事務所の所在地並びに所在を確認できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1(1) 商号又は名称
- (2) 氏名又は代表者の氏名
- (3) 主たる営業所等の所在地
- (4) 登録番号 沖縄県知事__第__号
- (5) 登録年月日 平成__年__月__日
- 2(1) 商号又は名称
- (2) 氏名又は代表者の氏名
- (3) 主たる営業所等の所在地
- (4) 登録番号 沖縄県知事__第__号
- (5) 登録年月日 平成__年__月__日

定型環生 8 所在不明貸金業者等の登録の取消し

行為の根拠 貸金業法第24条の6の6第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、同法第3条第1項の規定による貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1(1) 商号又は名称
- (2) 氏名又は代表者の氏名
- (3) 主たる営業所等の所在地
- (4) 登録番号 沖縄県知事__第__号
- (5) 登録年月日 平成__年__月__日
- (6) 登録取消しの年月日 平成__年__月__日
- 2(1) 商号又は名称
- (2) 氏名又は代表者の氏名
- (3) 主たる営業所等の所在地
- (4) 登録番号 沖縄県知事__第__号

(5) 登録年月日 平成__年__月__日
 (6) 登録取消しの年月日 平成__年__月__日

第6節 生活衛生課

定型環衛1 公衆浴場入浴料金の指定

行為の根拠 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条及び物価統制令施行令附則第4条

告示の根拠 物価統制令施行令第2条

沖縄県告示第__号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成__年__月__日から施行する。

なお、平成__年__月__日限り廃止する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

区分	統制額
大人（12歳以上の者）	円
中人（6歳以上12歳未満の者）	円
小人（6歳未満の者）	円

第7節 平和・男女共同参画課

第6章第7節及び第8節を次のように改める。

第7節 健康増進課

第8節 国民健康保険課

第6章に次の1節を加える。

第9節 業務疾病対策課

定型福薬1 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

行為の根拠 毒物及び劇物取締法第20条第1項

告示の根拠 毒物及び劇物取締法第20条第2項

沖縄県告示第__号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第20条第1項の規定により、同法第__条第__項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 日時 平成__年__月__日 __時から__時まで

2 場所

注 1 この告示は、聴聞を行う期日の1週間前までに行うものであること。

2 告示本文中「第__条第__項」は、処分の種類に応じ、第19条第2項、第19条第3項又は第19条第4項を記入すること。

定型福薬2 毒物劇物取扱者試験の実施

行為の根拠 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号

公告の根拠 毒物及び劇物取締法第8条第5項及び毒物及び劇物取締法施行規則第8条

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成__年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 日時及び場所
 (1) 日時 平成__年__月__日 __時から__時まで
 (2) 場所

2 試験の種類

3 受験手続 受験願書を平成__年__月__日(__曜日) から平成__年__月__日(__曜日) までに、県内居住者にあつては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあつては沖縄県福祉保健部薬務疾病対策課に提出すること。ただし、土曜日又は日曜日は受験願書を受け付けないこと。

4 その他 詳細については、沖縄県福祉保健部薬務疾病対策課(電話番号_____)又は最寄りの保健所に問い合わせること。

定型福薬3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施
行為の根拠 麻薬及び向精神薬取締法第52条第1項
告示の根拠 麻薬及び向精神薬取締法第52条第2項

沖縄県告示第 号
 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第52条第1項の規定により、同法第51条第__項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行う。
 平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 日時 平成__年__月__日 __時から__時まで
 2 場所

注 1 この告示は、聴聞を行う期日の1週間前までに行うこと。
 2 告示文中「第__項」の部分は、処分の種類に応じ、第1項、第2項又は第3項とすること。

第8章の章名中「観光商工部」を「商工労働部」に改める。

定型観産1中「沖縄県観光商工部産業政策課」を「沖縄県商工労働部産業政策課」に改め、同定型を定型商産1とする。

定型観産2中「沖縄県観光商工部産業政策課」を「沖縄県商工労働部産業政策課」に改め、第8章第1節中同定型を定型商産2とする。

定型観商1中「沖縄県観光商工部商工振興課」を「沖縄県商工労働部商工振興課」に改め、同定型を定型商商1とする。

定型観商2中「沖縄県観光商工部商工振興課」を「沖縄県商工労働部商工振興課」に改め、同定型を定型商商2とする。

定型観商3中「沖縄県観光商工部商工振興課」を「沖縄県商工労働部商工振興課」に改め、同定型を定型商商3とする。

定型観商4中「沖縄県観光商工部商工振興課」を「沖縄県商工労働部商工振興課」に改め、同定型を定型商商4とする。

定型観商5を定型商商5とする。

定型観商6中「沖縄県観光商工部商工振興課」を「沖縄県商工労働部商工振興課」に改め、同定型を定型商商6とする。

定型観商7中「沖縄県観光商工部商工振興課」を「沖縄県商工労働部商工振興課」に改め、同定型を定型商商7とする。

定型観商8中「沖縄県観光商工部商工振興課」を「沖縄県商工労働部商工振興課」に改め、同定型を定型商商8とする。

定型観商9を定型商商9とする。

定型観商10中「沖縄県観光商工部商工振興課」を「沖縄県商工労働部商工振興課」に改め、第8章第3節

中同定型を定型商商10とする。

第8章第7節及び第8節を次のように改める。

第7節 雇用政策課

第8節 労政能力開発課

定型商労1 争議行為を行う旨の通知

行為の根拠 労働関係調整法施行令第10条の4第4項

公告の根拠 労働関係調整法施行令第10条の4第4項

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、_____から争議行為を行う旨、平成__年__月__日次のとおり通知があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 _____ 名

- 1 事件
- 2 期間
- 3 場所
- 4 概要

定型商労2 技能検定の実施

行為の根拠 職業能力開発促進法第46条第2項

公告の根拠 職業能力開発促進法第51条及び職業能力開発促進法施行規則第66条第3項

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成__年度__期（及び随時実施の）技能検定を次のとおり実施する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 _____ 名

- 1 __期実施
 - (1) 技能検定の実施職種（作業）
 - ア 特級
 - イ 1級及び2級
 - ウ 3級
 - エ 単一等級
 - (2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験		
学科試験		
合格発表		
- (3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成__年__月__日（__曜日）から同年__月__日（__曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。
- 2 随時実施
 - (1) 技能検定の実施職種（作業） 3級、基礎1級及び基礎2級
 - (2) 技能検定の実施期日等
 - ア 実施期日 平成__年__月__日（__曜日）から平成__年__月__日（__曜日）までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。
 - イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。
 - ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労政能力開発課（電話番号 ）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号 ）に問い合わせること。

第8章第9節及び第10節を削る。

第10章を第11章とし、第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 文化観光スポーツ部

第1節 観光政策課

第2節 観光振興課

第3節 交流推進課

第4節 文化振興課

第5節 スポーツ振興課

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第43号

総 務 部

公益認定等財務審査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公益認定等財務審査嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

公益認定等財務審査嘱託員設置規程（平成21年沖縄県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第2項中「16日以内」を「、16日以内」に、「総務私学課長」を「、総務私学課長」に改める。

第7条第3項中「他に」を削り、「職務を」を「職を」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第44号

知 事 部 局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中	科学技術統括監 地域・離島統括監 文化生活統括監 環境企画統括監	を	企画振興統括監 環境企画統括監 県民生活統括監	に、
-----	---	---	-------------------------------	----

観光交流統括監	を	観光政策統括監 文化スポーツ統括監	に改める。
---------	---	----------------------	-------

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第45号

知 事 部 局

沖縄県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県職員倫理規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員倫理規程（平成9年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

文化環境部	文化環境部長	を
-------	--------	---

に、

環境生活部	環境生活部長	を
-------	--------	---

を

観光商工部	観光商工部長	を
-------	--------	---

に改める。

商工労働部	商工労働部長	を
文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	を

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第46号

知 事 部 局

沖縄県給与制度運用支援等嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県給与制度運用支援等嘱託員設置規程を廃止する訓令

沖縄県給与制度運用支援等嘱託員設置規程（平成17年沖縄県訓令第34号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第47号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県副知事の担任事項を定める規程

第1条 副知事の担任事項は、次のとおりとする。ただし、副知事のうちいずれかに事故があるとき、又はいずれかが欠けたときは、他の副知事はその担任事項を担任する。

(1) 副知事上原良幸の担任する事項

- ア 総務部に関する事項
- イ 企画部に関する事項
- ウ 環境生活部に関する事項
- エ 農林水産部に関する事項
- オ 文化観光スポーツ部に関する事項
- カ 教育委員会との連絡調整に関する事項

(2) 副知事与世田兼稔の担任する事項

- ア 知事公室に関する事項
- イ 福祉保健部に関する事項
- ウ 商工労働部に関する事項
- エ 土木建築部に関する事項
- オ 企業局に関する事項
- カ 病院事業局に関する事項

キ 知事以外の執行機関との連絡調整に関する事項（前号カに掲げる事項を除く。）であって、公室及び部が所掌するもの以外のもの

第2条 前条の担任事項のうち重要事項及び異例に属する事項については、同条の規定にかかわらず、相互に協議するものとする。

第3条 第1条の担任事項以外の事項については、その都度知事が定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第48号

知 事 部 局

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「業務衛生課」を「生活衛生課」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第49号

知 事 部 局

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表流通政策課の項の次に次のように加える。

産業政策課	上海 香港 台北	中華人民共和国 香港、シンガポール、タイその他東南アジア地域 台湾	経済及び貿易情報の収集及び提供、県産品の販路拡大、その他経済交流事業に関すること。
-------	--------------------	---	---

別表中

病虫害防除技術センター	名護市字名護 宮古島市平良字西里 石垣市字平得	名護市 国頭郡 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村に限る。） 宮古島市 宮古郡 石垣市 八重山郡	農作物病虫害の発生予察及び病虫害の防除業務に関すること。
-------------	-------------------------------	---	------------------------------

を

病虫害防除	宮古島市平良字西	宮古島市 宮古郡	農作物病害
-------	----------	----------	-------

技術センター	里 石垣市字平得	石垣市 八重山郡	虫の発生予察及び病害虫の防除業務に関すること。
--------	-------------	----------	-------------------------

に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第50号

知 事 部 局

沖縄県中城湾港建設事務所設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県中城湾港建設事務所設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県中城湾港建設事務所設置規程（昭和58年沖縄県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「「所」」を「「事務所」」に改め、同条第2条中「所の」を「事務所の」に改め、同条

第2項の表中 「管理班
施設整備班」を「管理班
建設班」
マリンタウン建設班」に改める。

第2条中「所の」を「事務所の」に改める。

第3条中「所には」を「事務所には」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第51号

知 事 部 局

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県部等内協議機関設置規程（昭和61年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「文化環境部環境保全課」を「環境生活部環境保全課」に、「観光商工部企業立地推進課」を「商工労働部企業立地推進課」に、「観光商工部観光企画課」を「文化観光スポーツ部観光政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第52号

総 務 部

沖縄県那覇東町会館嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県那覇東町会館嘱託員設置規程を廃止する訓令

沖縄県那覇東町会館嘱託員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第10号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年3月31日から施行する。

沖縄県訓令第53号

総 務 部

公有財産管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公有財産管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

公有財産管理嘱託員設置規程（平成13年沖縄県訓令第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行うため、」の次に「総務部管財課に」を加える。

第4条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第6条第2項中、「勤務する日及び勤務時間は、管財課長が業務に応じて適宜定め、本人に通知するものとする」を「勤務する日は管財課長が別に定める」に改める。

第6条に次の1項を加える。

3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規程の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第7条第1項及び第2項を次のように改める。

嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第7条第3項中「他に」を削り、同条に次の1項を加える。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

別紙様式（表）を次のように改める。

（表）

写 真	氏	有	第	沖 縄 県 公 有 財 産 管 理 嘱 託 員 身 分 証 明 書
	名	効 期 限	号	
沖 縄 県 知 事		平 成	平 成	
		年	年	
印		月	月	
		日 ま で	日 交 付	

注 用紙の長さは、縦85ミリメートル、横53ミリメートルとする。

附 則

この訓令は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第54号

沖縄県教育委員会教育長訓令第 1号

沖縄県警察本部訓令第 2号

知 事 部 局
教 育 庁 部
警 察 本 部

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 金 武 正 八 郎
沖 縄 県 警 察 本 部 長 村 田 隆

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第54号・沖縄県教育委員会教育長訓令第13号・沖縄県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「取得管理」を「取得、管理」に改める。

第2条第1号中「取得」の次に「、管理」を加える。

第3条第1項中「委員10人以内をもって」を「委員で」に改める。

第6条第1項中「幹事10人以内をもって組織する」を削る。

別表第1中「文化環境部文化生活統括監」を「環境生活部環境企画統括監」に、「観光商工部産業振興統括監」を「商工労働部産業振興統括監
文化観光スポーツ部観光政策統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条第1号の改正規定、第3条第1項の改正規定及び第6条第1項の改正規定は、平成23年3月31日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---